

特別支援教育の研修体制について

——研究組織等との連携による専門性向上——

久 松 政 司*

The Construction of Training System for Special Needs Education

—— The Improvement of Expertise through the Cooperation ——

Masashi HISAMATSU

Key words : 授業研究 Lesson Study, 事例研究 Case Study, 研究組織 Organization for Research, 行政との連携 Cooperation with Administration, 親の会との連携 Cooperation with Parents Association, 時間確保 Time, 予算化 Budget, 人材育成 Development of Human Resources

1. はじめに

本稿は、特別支援教育研修体制について、整理するとともに、教員の専門性向上の在り方について考察することを目的とする。

特別支援教育については、障害の特性等に応じた適切な指導・支援を行う必要があることから、一人一人の教育的ニーズに応じることのできる専門性を求められる。

これは、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の担当者だけでなく、通常の学級の担当者においても、特別支援教育を進めていく上での大きな課題として挙げられている。

これから教職を目指す学生にとって、こうした特別支援教育に関する専門性は、教育実践上、必要不可欠なものとなる。

そこで、特別支援教育の専門性向上を図るための研修の在り方について考察してみたい。

本稿では、昭和59年度から平成27年度まで、携わってきた特別支援教育の研修についての現状を述べ、広島市立小学校における特別支援教育研修体制について整理し、教員の専門性向上の在り方について考察したい。

2. 広島市立小学校における特別支援教育研修体制

広島市における特別支援教育の研修体制については、各学校における研修、広島市教育委員会による研修、広島市小学校教育研究会による研修の三つが挙げられる。

この三つの研修は、研究組織等と連携を図り、特別支

援教育担当者が、日々の教育実践をより専門的に行えるよう、実施されている。

(1) 各学校における研修

各学校における研修については、それぞれの学校において、毎年、校務分掌の研修部等により立案された研修計画に基づいて実施されている。

研修内容は、基本的に、各学校の研修計画（研究主題・研究内容）に基づいた授業研究が行われている。

各学校の研修計画の例としては、学校により違いはあるが、1 研究主題、2 研究主題設定の理由（前年度の具体的な取組、成果、課題、今年度の研究に向けて）、3 研究計画、4 主題と研究構想図、5 研究内容、6 研究の取組等の内容で構成されている。

特別支援学校、各小学校に設置された特別支援学級、通級指導教室においても、研究主題・研究内容を踏まえ、授業研究・事例研究を行っている。

学校によっては、学校における特別支援教育の取組、特別支援学級、通級指導教室の学級・教室経営目標、特別支援教育の研究推進計画（研究主題、取組、啓発、年間計画）を挙げて、取り組んでいるところもある。

また、発達障害のある児童への取組を学校全体での取組としたユニバーサルデザインを作成して取り組んでいるところもある。内容は、学校全体の基本のスタンダードとして、学びのスタンダード、生活のスタンダードを定め、全校で取り組まれている。

学びのスタンダードは、例えば①教室に入ったら席に

* 広島文化学園短期大学コミュニティ生活学科

座る、②次の学習の準備をして、休憩をする、③「はい」と返事をする、④話す人を見て聞く、⑤最後まで話す（～です。～ます。）、⑥みんなに聞こえる声で話すを挙げている。

生活のスタンダードは、例えば①挨拶をする、②廊下は右側を歩く、③教室移動は並んで静かに歩く、④くつをそろえる、⑤だまって掃除をする、⑥きちんとイスを入れるを挙げている。

さらに、低・中・高学年別の詳細なスタンダードを挙げている。

スタンダードとは、「標準」「あたりまえ」という意味である。学校生活の中で、すべての児童にこれだけは身に付けさせたいというものである。

次に、教職員全員の取組として、児童への指示や言葉を分かりやすく明確に伝えること、視覚的支援を意識することを挙げ、そのための話し方、指示の出し方、教室環境、学習環境について定め、取り組まれている。

話し方は、例えば①静かに落ち着いた声で話す、②全児童の目線を確認し話し始める、③聞き取ることができる適度な速さで話す、④話は簡潔にする（ポイントを絞る、ナンバリングをする）を挙げている。

指示の出し方は、例えば①全児童ができているのを確認し、次の指示を出す、②一つずつ指示を出す、③板書で視覚的に提示する、④するかしないか、はっきりとした指示を出す、⑤活動をした後、次にすることの指示を出す（待つ時間を減らす、座ってできるものをさせる）を挙げている。

教室環境は、例えば①教室を整理整頓する（ものの置き場所を決める、不必要なものは片付ける、刺激になるものは隠す）、②学習予定を提示する（予告をする、変更は早めに伝える）、③ルールを決める（だれでも実行できるものにする、目標や、当番・係等の手順を掲示する、適切に確認し評価する）、④仲間意識を育てる（お互いのよさを認め合う、助け合いや協力する場面を設定する）を挙げている。

学習環境は、例えば①机を整理整頓する（必要なものだけを置く）、②めあてを書く（ふり返り、まとめをする）、③板書を工夫する（授業の流れが分かる、マグネットや色チョーク等で目印を付ける、板書とノートを対応させたり、書き方をパターン化したりする）、④時間の区切りを明確にする（活動時間を決める、説明と書く時間を区別する、終わりを知らせる）を挙げている。

広島市においては、特別支援学校は、知的障害特別支援学校が設置されている。小学校においては、特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、病弱等の学級が設置されている。通級指導教室は、言語障害、情緒障害、弱視の教室が設置されている。

これらの特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の学校種、障害種別、学級種別があるが、いずれも児童

の実態を踏まえた計画・指導、きめ細かな効果的な指導・支援、児童の実態の的確な把握等について、授業研究、事例研究を中心に、実施されている。

授業研究では、各学校で決められた様式で学習指導案を作成している。例えば、1日時、2学年、3場所、4単元名、5単元設定の理由（児童観、単元観、指導観）、6単元の目標、7指導計画、8本時の目標（全体の目標、個人の目標）、9学習の展開、10準備物、11配置図となっている。

授業研究では、授業で、参観者が児童を見取り、参観後の協議会で、児童の学び、指導者の意図、教材・教具などについて、意見交流が行われる。最後に、指導・助言者より、講評や助言が行われる。

各学校において、特別支援教育担当者は、こうした研究授業を行っている。全教職員が参加し、児童理解や特別支援教育の指導・支援の在り方について研修する貴重な機会となっている。

このように、研修については、基本的に、日々の教育実践に根差して、研究・実践という形で行われることが望ましい。

特別支援教育担当者も、職務を通して、日々、実践・研究を積み重ねているが、特に専門性が求められる。自らの教育実践について、児童の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援になっているかどうかを検証し、必要に応じて、軌道修正を行うことが求められる。

このように特別支援教育担当者は、高い専門性を求められるが、新任等、経験の浅い担当者への研修が急務となっている。

各学校において、経験を積んだ担当者の下で、日々の実践を通して、OJTとして研修を積むことが望ましいが、各小学校における特別支援学級等の設置数は様々で、拠点校のように多くの特別支援学級や通級指導教室が設置されている学校は、ごく一部である。それ以外の学校では、経験を積んだ担当者の下で、新任者や経験の浅い担当者が研修を積むことが難しい学校もある。

こうした点にも対応しているのが、広島市教育委員会による研修、広島市小学校教育研究会の研修である。

(2) 広島市教育委員会による研修

広島市教育委員会における研修は、広島市教育センターと広島市教育委員会による研修が実施されている。

広島市教育センターでの研修は、対象者全員が受講する研修、推薦により受講する研修、申込により受講する研修が実施されている。

対象者全員が受講する研修は、対象者のキャリアステージに応じて、臨時的任用教諭研修、初任者研修、2年次研修、3年次研修、6年次研修、中堅教諭等資質向上研修が実施されている。

推薦により受講する研修は、授業づくり推進のための

人材育成、学校づくり推進のための人材育成を目的とした研修等が実施されている。

申込により受講する研修は、職務の専門性向上、特別支援教育、子どもの理解、教科等の専門性向上、情報教育、健康教育が実施されており、対象校種、職種に応じた内容の講座を受講することができる。さらに、学習指導要領を踏まえ、喫緊のテーマに応じた内容で構成されている。

また、特別支援教育担当者については、新規担当者対象の講座が義務付けられており、教育課程の編成、教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方など、教育実践上不可欠な内容が盛り込まれている。

この特別支援教育新規対象者研修では、教育委員会指導主事による実地指導も行われる。

実地指導は、特別支援教育担当指導主事が学校を訪問して、特別支援教育担当教員に指導・助言を行うものである。各学校において、児童の実態の把握の仕方、授業の組み立て方、教育課程の編成の仕方等、担当教員からの相談に応じて指導・助言を行うものである。

学校における日々の研修に対して、課題解決や方向付け、高い専門性を得る研修として、特別支援教育担当者にとって重要かつ不可欠な研修である。

教育は評価を追究するものであるが、この研修が、特別支援教育担当者の専門性向上や評価の追究に果たす役割はとても大きい。

この広島市教育委員会による研修以外に、特別支援教育担当者が、他校の教育実践に触れる研修として、広島市小学校教育研究会の研修が挙げられる。

(3) 広島市小学校教育研究会の研修

広島市小学校教育研究会は、広島市教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って、自主的・創造的な教育研究活動を行い、本市小学校教育関係者の資質の向上と小学校教育の振興を図ることを目的としている。事業としては、研究会・講演会・講習会の開催、研究調査、研究会報告・機関誌等の発行、文化の祭典の開催、その他本会の目的達成に必要な事業が挙げられている。

広島市の小学校、特別支援学校小学部に在籍する教職員をもって組織され、次の教科研究会及び教科外研究会の2本立てとなっている。

① 教科研究会

教科研究会は、年3回（5月、10月、1月）実施される。教科については、国語科、社会科、算数科、理科、生活科・総合的な学習の時間、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科、特別支援教育、養護、事務、栄養の13部会に分かれ、市内の全教職員が授業研究等を行うものである。

特別支援教育部会では、9グループに分かれて実践研

究が行われている。①各教科等を合わせた指導、②国語（ことば）、③算数（かず）、④体育（体づくり）、⑤自立活動、⑥情緒障害教育、⑦病弱教育、⑧難聴・通級（弱視・言語・情緒）、⑨学級経営の9グループである。

特別支援教育部会では、全会員に希望を取り、いずれかのグループに所属する。第1回（5月）は、総会行事、第2回（10月）、第3回（1月）は、授業研究・事例研究が中心となっている。

市内の各学校での教育実践を情報交換するとともに、年間のテーマを設定して、授業研究・事例研究を行い、専門性を高めていくものである。市内全小学校等の教員が、九つのグループに分かれて、勤務として研修を受けるシステムとなっている。

それぞれのグループでの授業研究・事例研究では、特別支援教育を専門とする校長・教頭等管理職、広島市教育委員会指導主事が、指導・助言者となっている。広島市内の他校での教育実践に触れる貴重な機会となっている。

教科研究会特別支援教育部会では、九つのグループごとに、広島市全体の研修テーマや計画に基づいて、授業研究・事例研究による研修が進められる。

授業研究では、基本的に本研究会で決められた様式で学習指導案を作成している。1日時、2場所、3学年、4単元名、5単元設定の理由（児童観、単元観、指導観）、6単元の目標、7指導計画、8本時の目標（個人の目標）、9本時の展開、10準備物、11配置図となっている。

授業研究では、授業で、参観者が児童を見取り、参観後の協議会で、児童の学び、指導者の意図、教材・教具などについて、意見交流が行われる。最後に、指導・助言者より、講評や助言が行われる。

教科研究会においては、各グループで、授業研究、学習指導案の検討を行っている。各グループに所属した特別支援教育担当者が参加し、実態把握の在り方や指導・支援の在り方について研修を深める場となっている。

また、特別支援教育の全国大会、中四国大会、県大会への対応も、該当グループが事務局と連携しながら対応している。授業者、司会者などの選定や、授業研究・事例研究も、個人ではなく、各グループで進められている。

② 教科外研究会

教科外研究会は、年3回（6月、夏季休業中、12月）実施される。教科外については、道徳、特別活動、学校行事、人権教育、特別支援教育、図書館教育、視聴覚教育、生徒指導、健康教育、事務、生活科・総合的な学習の時間、言語・数理運用科、英語科の13部会に分かれ、市内の全教職員が参加して授業研究等を行うものである。

第1回（6月）は、総会行事、第2回（夏季休業中）は、事例研究、第3回（12月）は、講演会が中心となっている。

教科研究会の特別支援教育部会と違って、教科外研究

会の特別支援教育部会は、通常の学級担任が多く会員となっている。会員数が、800名程度と多く、4つのブロックに分かれて実施されている。

主な内容としては、発達障害のある児童の理解や適切な指導・支援の在り方がテーマで、各校での具体的な教育実践内容を情報交換し共有して、各校で実践するための研修となっている。

以前は、障害児者理解・啓発の内容が主で、施設見学等が実施されていたが、特別支援教育へのニーズが高まりにより、現在の取組へと変わってきている。現在は、通常の学級においても、特別な教育上の配慮を要する児童への指導・支援が課題となっており、通常の学級担任においても、特別支援教育に関わる専門性の向上がさらに求められている。

教科外研究会特別支援教育部会は、理解・啓発から通常の学級における指導・支援へシフトされ、今後も、ニーズが高まっていくものと思われる。

③ 担任者会

特別支援教育担当者は、通常、各学校での教育実践について、校内で他の教員と、特別支援教育に関わる教育実践上の課題について、協議する場をもちにくい。そのため、他校の教員と専門性向上のための研修や協議をする場として担任者会が設置されている。特別支援教育担当者が、専門性を高めるための研修の場として位置付けられている。

教科研究会の9グループごとに、教科研究会実施月（5月、10月、1月）以外の6月、7～8月、9月、11月、12月、2月、3月に、計画・実施されている。3月には、全体会として、各グループの年間の取組を報告し、研究集録を作成している。

担任者会も、グループごとに、授業研究、事例研究中心に研修を行っているが、日々の教育実践上の課題について相談したり、教室環境整備や教材・教具の工夫などについて情報交換したりすることもできる貴重な研修の場となっている。

研究グループごとに研究テーマを設定し、年間の計画を立て、授業研究や事例研究を行うことで、研究を積み上げることができている。また、各学校における特別支援教育の教育実践について、具体的に実践交流を行っている。

教科研究会、教科外研究会のように、市内一斉に期日が指定されたものとは違い、平日は、各学校での校務の影響で、時間があまり取れないが、夏季休業中に時間を設定して実施されている。

このように、広島市小学校教育研究会の研修として、教科研究会、教科外研究会、担任者会を通して、毎月、特別支援教育担当者の専門性向上のための研修の場が設定されている。

④ 連合野外活動

特別支援学級においては、教育内容の重要な位置付けとして、基本的な生活習慣の定着が挙げられる。基本的な生活習慣の定着に関わる教育の場として、連合野外活動が行われている。1泊2日で、広島市青少年野外活動センターで宿泊学習を行う内容で、各学校の特別支援学級で、それぞれの児童に応じた活動内容が設定される。普段の学校生活では見ることができない場面も多くあり、児童の実態や成長を知ることのできる機会として教員からのニーズも高い。

衣服の着脱、入浴、洗面、小集団での野外活動といった普段の学校生活の中ではできにくい学習内容について、実態を詳細に把握し、指導・支援を行うことができる。

この連合野外活動は、あくまでも、各学校の学校行事として実施されるが、運営に当たっては、広島市教育委員会の実施要項を踏まえ、広島市小学校教育研究会特別支援教育部会の校長・教頭等管理職、幹事となった教員が担当している。班編成、合同の活動（キャンドルサービス）の計画、バスの配車計画、しおりの作成等の運営を行っている。

各学校で児童の実態に応じた取組が行われている。例えば、第1日目は、貸し切りバスで到着後、昼食。学校によっては、簡単な飯盒炊飯を行うところもある。開村式の後、各学校で計画した活動を行い、宿舎に入る。宿舎では、荷物の整理やベッドや枕のシーツかけを行う。その後、夕食、入浴。児童の目標に合わせた取組が行われる。そして、体育館で、参加校全員が参加して、キャンドルサービスが行われる。着替えをして就寝。

第2日目は、朝の集いでラジオ体操。朝食。荷物の整理をして、各学校で計画された活動を行う。昼食後に開村式をして、貸し切りバスで各学校へ帰校する。

1日目のキャンドルサービスでは、参加校同士の事前・当日の交流を行うことができる。

年々、参加校も増え、5ブロック（A、B、C、D、E）に分かれて実施されている。参加校数、参加者数の増加により、平成27年度より、隔年実施されている。

連合野外活動には、市内の多くの特別支援学級の児童が参加し、学校あげての取組が定着し、キャンドルサービスには、通常の学級担任や管理職の参加が多く見られる。

以上の広島市小学校教育研究会の教科研究会、教科外研究会、担任者会、連合野外活動を通して、他校の特別支援教育担当者の教育実践に触れ、児童の実態把握の在り方、指導・支援の在り方、教育効果を上げる教材・教具、教室環境整備について、情報交換や協議を行い研修する中で、自らの教育実践について検証し、見直すことができるという意義はとて大きい。

この広島市小学校教育研究会の研修を、公的なものと

して大きく推進しているのが、広島市小学校長会である。

3. 広島市小学校長会

この会は、広島市内の全小学校長をもって組織されている。目的は、会員相互が連携し、小学校長としての職能の向上に努め、広島市小学校教育の充実発展を図ることである。事業としては、職能向上に必要な研修、教育諸条件の整備、相互の連絡協調、教育的諸行事の推進等に関する事項となっている。

この小学校長会が、前述の広島市小学校教育研究会の運営・推進を、教育委員会、各分会の教職員代表（幹事）と連携を図って行っている。

全校長が、教科研究会13部会、教科外研究会13部会に分かれて所属し、研究推進にリーダーシップを発揮している。

さらに、教科研究会の特別支援教育部会、教科外研究会の特別支援教育部会においては、教育委員会指導主事、校長が、それぞれのグループに分かれて、指導・助言を行っている。

特別支援教育において、各学校で校長がリーダーシップをとって推進することが求められているが、研究会においても校長が、リーダーシップをとっている。

このように、特別支援教育担当者の研修についても、広島市小学校教育研究会を通して、校長会組織が教育委員会と連携を図りながら推進している。

4. 広島県教育研究会との連携

県内の特別支援教育に関わる組織として、広島県小学校教育研究会、広島県特別支援教育研究連盟、広島県情緒障害教育研究会、広島県難聴・言語障害教育研究会、広島県特別支援学級設置校校長会が挙げられる。これらの研究組織との連携も図られている。

いずれも、年1回、広島県全体の特別支援教育推進のため、研究大会が実施されている。県内の特別支援教育担当者が、各研究会や分科会ごとに授業研究、事例研究を行い、広島県内の特別支援教育を毎年積み上げるものとなっている。

広島県特別支援教育研究連盟は、特別支援教育に関わる広島県の研究組織である。

広島県難聴・言語障害教育研究会は、難聴・言語障害教育に関わる広島県の研究組織である。

広島県情緒障害教育研究会は、情緒障害教育に関わる広島県の研究組織である。

広島県特別支援学級設置校校長会は、広島県内の特別支援学級設置校の校長会組織である。

各広島県特別支援教育研究組織は、全国の研究組織とつながっており、広島市の特別支援教育に関わる研究が、広島県の特別支援教育に関わる研究、全国組織の特別支援教育に関わる研究とリンクされている。

県特別支援教育研究大会や全国、中国・四国研究大会とつながることにより、県内及び全国の特別支援教育担当者の教育実践に触れ、専門性向上を図ることができる。

特別支援教育担当者の教育実践について、自らの立ち位置を、学校、市、広島県、全国レベルで気づくことができるものとなっている。

5. 親の会との連携

特別支援教育の推進に当たっては、特に、保護者との連携が不可欠である。特別支援教育担当者は、児童への指導・支援にあたって、保護者との丁寧で密接な連携を図ることが必要である。

広島市においても、特別支援学級の設置や通級指導教室の開設に当たって、学校、親の会、行政が連携して進めてきた経緯があり、親の会である広島市手をつなぐ育成会、広島市言語・難聴育成会との連携は、特別支援教育推進の上で大きな力となっている。

この親の会、広島市手をつなぐ育成会、広島市言語・難聴育成会も全国組織とリンクしている。

広島市言語・難聴育成会主催の行事に、難聴・言語障害教育担当者が指導者として参加している。

親の会との連携は、児童の実態を深く理解するとともに親の願いを受け止めることができる。

保護者との連携の上に、児童の教育的ニーズに応じた指導・支援が展開されるのである。

6. 時間確保

市内の小学校では、毎週、木曜日を研修や会議の日に当てている。

研修においては、専門性向上のための時間確保が必要である。

木曜日を原則に、各学校における研修会、広島市小学校教育研究会による研修が、実施されている。

この時間確保により、教科研究会、教科外研究会では、市内一斉に、全教職員が研修を受けることが可能となっている。

各学校における研修も、広島市小学校教育研究会による研修も、この時間確保があるからこそ、実施できるのである。

これまでの長い歴史の中で、培われてきたこの時間確保の意義を大事にして、これからも継続していく必要がある。

このことが、研究組織の連携による専門性育成のための研修の実施を可能とするのである。

教員の大量退職・大量採用等により、年齢構成や経験年数のバランスが崩れ、従来の学校での先輩教員から若手教員へのノウハウの継承が課題となっている中で、より計画的・組織的な研修が求められる。

専門性向上のためには、この広島市のような研修時間

を確保できるシステムが必要である。

7. 予 算 化

もう一つ、専門性向上のためには、その裏付けとして、研修が職務として認められ、予算化されているかどうか重要である。

広島市においては、広島市教育委員会の研修以外に、教科研究会、教科外研究会、担任者会のすべての研修について、公費での出張が認められ、旅費等の予算措置がとられている。

広島市教育センターや教科研究会・教科外研究会、担任者会での他校への出張による研修について、勤務として旅費が支給されるシステムとなっている。

これは、長い間、広島市校長会、広島市教育委員会と組織的な連携を図って研修が行われてきたからである。

特に専門性の向上が求められる特別支援教育について、研修のための予算化は必須である。今後も、旅費や参加費等、勤務として研修ができる予算化が必要である。

これまで、広島市立小学校における特別支援教育研修体制、教員の専門性向上について述べてきたが、国の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議による「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）の中から、特別支援教育の研修に関連する部分について挙げて考察したい。

8. 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）

第2章 今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方

1 特別支援教育における基本的視点

(1) これまでの特殊教育は、障害の種類と程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級において教育を行う等により、手厚くきめ細かい教育を行うことを基本的な考えとしていた。また、通常の学級に多く在籍すると考えられるLD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活についての特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育的対応については、従来の特殊教育は必ずしも十分に対応できていない状況にある。

これらの障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な対応を図ることが特別支援教育における基本的視点として重要である。

(2) また、障害のある児童生徒にとって、自立や社会参加は重要な目的である。可能な限り自らの意思及び力で社会や地域の中で生活していくために、教育、福祉、医療等様々な側面から適切な支援を行っていくことが求められている。

障害のある児童生徒の教育については、自立や社会

参加のための基本的な力を培うために障害の状態に応じて行う教科指導に加えて、自立活動の指導、すなわち、障害に起因して生じる種々の困難の改善・克服のための指導という重要な機能がある。この機能に関しては、近年の国際的な障害観の変化も踏まえれば身体機能や構造の欠陥を補うという視点で捉えることは適切ではなく、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するために適切な教育及び指導を通じて、障害のある児童生徒の主体的な取組の支援を行うことを特別支援教育の視点として考えて行く必要がある。

(3) 上記のことを踏まえれば、特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。もとより、この特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためのものと位置付けられる。

この場合に、一人一人の児童生徒の教育的ニーズが何かについて、市町村の教育委員会は、児童生徒本人の視点に立って、専門家はもちろん保護者等関係者の意見等を踏まえて正確に把握するとともに、教育的支援を行う関係者、関係機関等の役割分担を明らかにして適切な教育を行うことが重要である。その際、都道府県の教育委員会は、市町村における教育的ニーズの把握が適切になされるよう、市町村に対する支援や連携について考慮する必要がある。

児童生徒一人一人の教育的ニーズは多様であり、また不変のものでもない。小学校又は盲・聾・養護学校の小学部に入学した者もその実態等に応じて就学先を変更することによりその者の教育的ニーズに対応した教育が可能ながあることに留意する必要がある。また、小・中学校の特殊学級や盲・聾・養護学校等の利用可能な人的・物的資源を児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて弾力的に活用して適切な教育を行っていくという観点からも、教育の場を固定したものと考えるのではなく、児童生徒の実態等に応じて弾力的に教育の場を用意するという考え方に立って取り組むことが必要である。

(4) 平成11年7月に関係法令が改正され、地方分権の実現に向けて国と地方公共団体との新しい関係の構築や地方行政体制の整備等が図られたが、この中で、就学事務等は機関委任事務から地方公共団体が行う自治事務に変更された。今後は、児童生徒の教育について、地域の実情を踏まえ、自己決定・自己責任の原則の下

で各種事務を行うことが求められるため、例えば就学段階においては教育委員会が中心になって、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な対応が図られることが必要である。

これまでの特殊教育は、障害の程度に応じて、教育や指導上の条件が整った場で手厚くきめ細かな教育を行うことを重視し、障害のある児童生徒の就学指導の制度としては、やや画一的な面があった。前述の「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」の提言を受け、国は、学校教育法施行令を改正し、盲・聾・養護学校へ就学すべき基準（就学基準）と就学手続の見直しを行った。これにより、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的対応を適切に行うことが制度的に可能となり、今後は、地方分権の趣旨も踏まえて盲・聾・養護学校など特殊教育において整備された人的・物的資源を活用して、現行制度の一層の弾力化や効率の運用、教育、福祉、医療等の関係機関の連携の充実等により、一層質の高い教育を行うことが重要である。

特別支援教育における基本的視点として4点挙げられている。

1点目は、これまで十分に対応できていなかった通常の学級に多く在籍するLD、ADHD、高機能自閉症により特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育的対応である。

これについては、小学校においても、発達障害への教育的対応の在り方が、通級による指導、通常の学級でのユニバーサルデザインによる取組、学校全体のスタンダードによる取組など、全体的・組織的な取組へと変わってきている。

2点目は、障害のある児童生徒の教育について、身体機能や構造の欠陥を補うという視点でなく、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するために適切な教育及び指導を通じて、主体的な取組の支援を行うことである。

これについては、特別支援学級や通級指導教室において障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方が、授業研究等の中心的なテーマとなっている。

3点目は、一人一人の児童生徒の教育的ニーズが何か、児童生徒本人の視点に立って、専門家はもちろん保護者等関係者の意見等を踏まえて正確に把握するとともに、教育的支援を行う関係者、関係機関等の役割分担を明らかにして適切な教育を行うことである。

これについては、各学校において、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関との連携による組織的な取組が進められている。

4点目は、就学段階においては、教育委員会が中心に

なって、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な対応が図られることである。

これについては、広島市教育委員会における就学指導、園訪問指導において、こうした取組が行われている。

このように、特別支援教育の四つの基本的視点を踏まえ、広島市においても、教育、福祉、医療等の関係機関の連携により特別支援教育が進められてきている。

次に、質の高い教育的対応を支える人材については、次のとおり挙げられている。

2 質の高い教育的対応を支える人材

(1) 障害のある児童生徒への質の高い教育的対応を考えるに当たっては、障害の程度、状態等に応じて教育や指導の専門性が確保されることが必要であることはいうまでもない。教科指導や自立活動の指導を通じて学校生活において中心的に児童生徒と関わる教員は、障害のある児童生徒の身近な理解者であり、その意味で、児童生徒の指導に直接関わる教員が、特別支援教育の中でも重要な役割を果たすことが必要である。これまでも、このような認識の下で教員の指導の専門性の向上に向けて様々な取組が行われてきたが、今後は特別支援教育の視点から児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した一層質の高い教育の実現を目指して、教員自ら指導面での専門的な知識や技能の向上に向けて努力することはもちろん、児童生徒の理解者という認識の下で保護者の相談にも親身に対応していく努力が求められる。

(2) 児童生徒の指導に直接関わる教員の役割に加えて、校長、教頭等学校教育における指導的・管理的役割を果たすべき者のリーダーシップの発揮等が重要である。

また、障害の多様化を踏まえ、養護教諭、学校医等の学校内の人材の効果的な活用は今後ますます重要になるものと考えられる。

さらに、学校内に限らず、医師、教育心理学者、教員の経験者など専門家を幅広く活用して障害に応じた適切な教育を行う必要がある。

例えば、盲・聾・養護学校においては、作業療法士（OT: Occupational Therapist）、理学療法士（PT: Physical Therapist）、言語聴覚士（ST: Speech Therapist）等の専門家が指導に参画するほか、小・中学校においても専門家チーム（障害や障害のある児童生徒への指導等について専門的な知識等を有する者の集団で都道府県の教育委員会等に置かれるもの）が巡回相談などの形で学校の教育において有効に活用されている場合がある。このように学校内外の人材の総合的な活用を図るといった視点が大切である。

(3) また、家庭において、教育はもちろん生活全般で障害のある子どもに幅広く関わる保護者は、重要な支援者の一人である。保護者が家庭等において子どもと接し、教育や療育との関わりの中で適切な役割を担うことは重要なことであり、そのためには障害や子どもの成長や発達についての知識を深めていくことが必要となる。このため、教育委員会は福祉等の関係機関とも連携をとりながら相談や情報提供を通じて適切な支援を行うとともに、一般講座やセミナー等の開催を通じて保護者の理解、啓発の促進を図っていくことがこれまで以上に重要になると考えられる。

質の高い教育的対応を支える人材では、三つ挙げられている。

1 点目は、児童生徒と中心的に関わる担当者の専門性の向上。

これについては、各学校における研修、広島市教育委員会による研修、広島市小学校教育研究会での研修で挙げたように実施されている。教育相談の重要性は、言うまでもない。児童の教育的ニーズを把握するためには、保護者との教育相談は不可欠である。児童の実態把握や親の願いを知る上で、大切である。特別支援教育は、保護者との教育相談からスタートするものである。

2 点目は、校長、教頭等学校教育における指導的・管理的役割を果たすべき者のリーダーシップの発揮。

これについては、指導的・管理的役割を果たすべきもののリーダーシップの発揮について、広島市校長会での取組にも挙げたように推進が図られている。

3 点目は、保護者が障害や子どもの成長や発達についての知識を深めることができるよう教育、福祉の関係機関が相談やセミナー・講座等による情報提供などを行うことの必要性。

これについては、保護者への相談、セミナー・講座等による情報提供等についても、広島市、広島市教育委員会により、その取組が行われている。

この最終報告から見ても、広島市立小学校における特別支援教育研修体制、教員の専門性向上については、この最終報告の内容に応えるものとなっている。

次に、関係機関の有機的な連携と協力が挙げられている。

3 関係機関の有機的な連携と協力

(1) 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して効果的・効率的に教育を行うためには、盲・聾・養護学校と小・中学校の日常的な情報交換はもちろん、児童生徒に対する教育を行う上で密接な連携が不可欠である。また、両機関の教員が意見や情報の交換を日頃から行えるように都道府県の教育委員会と市町村の

教育委員会が密接に連携協力することが重要となる。

さらに、障害のある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じうるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、又は密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

(2) また、障害のある児童生徒の教育の重要性を理解し、また、草の根的に、独自のネットワークを活用し、献身的に取り組む「親の会」や NPO 等の活動の中には、教育の充実や効果的な展開において重要な役割を果たしてきたものもある。今後、教育委員会や学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して質の高い教育をより効果的に推進するためにもこれらの会等とも連携協力を図ることが重要である。

関係機関の有機的な連携と協力については、二つ挙げられている。

1 点目は、盲・聾・養護学校と小・中学校の日常的な情報交換、教育的対応を考えるときの福祉、医療等の面からの対応である。

これについては、小学校と特別支援学校との連携について、個別の連携だけでなく、広島市小学校教育研究会に特別支援学校小学部の教員も会員として参加し研究を行っている。また、広島市立広島特別支援学校を、前述の広島市小学校教育研究会（教科研究会、教科外研究会）の会場の一つとして実施されている。教育的対応を考えるときの福祉、医療等の面からの対応についても、従来より連携協力で配慮しながら行われてきている。

2 点目は、親の会等との連携協力である。

これについては、広島市における親の会との連携で挙げているとおり、親の会である広島市手をつなぐ育成会、広島市言語・難聴育成会との連携が、特別支援教育推進の上で大きな力となっている。

次に、「個別の教育支援計画」の必要性が挙げられている。

4 「個別の教育支援計画」の必要性

(1) このため、現在、各都道府県等で進めつつある、教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備を更に進め、一人一人の障害のある児童生徒の一貫した「個別の教育

支援計画」を策定することについて積極的に検討を進めていく必要がある。この計画の策定について、新しい障害者基本計画にも規定されており、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うため教育上の指導や支援の具体的な内容、方法等を計画、実施、評価（Plan・Do・See）して、より良いものに改善していく仕組みとして重要なものと考えられる。

- (2) 一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育的対応を行うという取組は、盲・聾・養護学校において障害が重複している場合に、自立活動に加えて教科指導等を含めて作成する個別の指導計画や当該学校において障害が重複しているか否かに関わらず、自立活動について作成する個別の指導計画、卒業後の円滑な就労支援を目的とした「個別移行支援計画」の実践研究など、盲・聾・養護学校を中心に部分的に進められつつあるが、盲・聾・養護学校はもちろん、小・中学校等においても一貫した「個別の教育支援計画」を策定することにより、障害のある児童生徒の視点に立った各種の教育的支援のより効果的・効率的な実施が期待できる。
- (3) 障害のある児童生徒に対する教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面から多様な取組が求められるため、関係機関、関係部局の連携協力をこれまで以上に密接にすることにより、専門性に根ざした総合的な教育的支援が可能となる。こうした関係機関等の連携を効果的に行う上で「個別の教育支援計画」は有効なものと考えられる。
- (4) また、「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、就学前（小学校又は盲・聾・養護学校の小学部就学前までの段階）、就学中（小・中学校、高等学校又は盲・聾・養護学校に就学している段階）、卒業後（高等学校、盲・聾・養護学校の高等部卒業後の段階）、それぞれの段階において、教育、福祉等の関係機関の中から中心となる機関等を定めて、地域、都道府県、国の各レベルで連携協力体制を構築していくことが必要である。この場合、例えば、就学中は、盲・聾・養護学校、小・中学校、高等学校等教育関係機関が中心となり、就学前は福祉、医療関係機関、卒業後は福祉、労働関係機関が中心になることが考えられる。
- これら個別の教育支援計画の策定を担当する機関と関係機関との連携協力が円滑に実施されるようコーディネーター的な役割を果たす者の存在が重要であり、また、関係機関においては協力担当者を明らかにすることが効果的である。また、盲・聾・養護学校など計画の策定を担当する機関の中でも、実際に計画の策定を担当する者を明確にするほか、機関内はもちろん他

機関との連携協力を円滑に進めるためのコーディネーター的な役割を果たす者を明確にした上で、これらの者の円滑な業務実施を支援する体制の構築が図られることが大切である。

- (5) 「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、例えば、盲・聾・養護学校においては、学級担任や児童生徒の指導を担当する教員が中心となって、また、小・中学校等においては、例えば障害のある児童生徒の教育に関する知識や経験を有する特殊学級の教員が中心となって、他の教員の協力を得つつ、児童生徒の障害等の状況を分析し、その結果を基に、教育的な支援の目標や基本的な内容等からなる「個別の教育支援計画」の作成を行うことが考えられる。
- また、例えば、教育、福祉、医療等の分野の専門家や有識者から構成される委員会を関係機関等の連携により設けることは、この計画の策定作業の円滑化のために有効な方法と考えられる。その際、保護者等の積極的な参加を促し、その意向を把握するとともに、児童生徒の障害等の状況の分析や教育的支援の目標について理解を得て、その目標に向けて学校や家庭における活動の連携を図ることが大切である。
- (6) 「個別の教育支援計画」は、多様な教育的支援の円滑な実施を確保するために作成されるため、複数の関係者や関係機関がその作成、実施等の過程で関与する。例えば、乳幼児期において福祉や医療関係機関が得た障害や発達に関する情報や盲・聾・養護学校が教育相談を行うに当たって保護者から得た情報は、適切な方法及び内容の教育的支援を行う上で必要なものであるが、個人情報が含まれていることに留意してその情報の取扱いについては保護者の理解を得ることが重要である。このため、各自治体において、教育委員会が中心になって、又は教育と福祉部局が共同で検討の場を設定する等により情報の取扱いの方法について具体的な検討を行っていくことが重要と考えられる。

「個別の教育支援計画」の必要性では、6点挙げられている。

1点目は、教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備のために個別の教育支援計画を策定することである。

2点目は、小・中学校等においても一貫した「個別の教育支援計画」を策定することにより、障害のある児童生徒の視点に立った各種の教育的支援のより効果的・効率的な実施が期待できること。

3点目は、障害のある児童生徒に対する教育的支援を、教育のみならず、福祉、医療、労働等とこれまで以上に

密接に連携するために、「個別の教育支援計画」は有効なものと考えられること。

4点目は、「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、就学前、就学中、卒業後、それぞれの段階において、教育、福祉等の関係機関の中から中心となる機関等を定めて、連携協力体制を構築していくこと。

5点目は、小・中学校等においては、特別支援学級の教員が中心となって、「個別の教育支援計画」の作成を行うことが考えられるということ。

6点目は、「個別の教育支援計画」の内容は、個人情報が含まれていることに留意することである。

広島市においても、各小学校において、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成への取組を進めているところである。

個別の教育支援計画の作成により、就学前、就学中、卒業後にわたって、特別なニーズに関わる情報を蓄積、継承することができる。

特別なニーズに応じた支援を行うためには、高い専門性に裏付けされた個別の教育支援計画を生かした組織的な取組が大切である。組織的な取組を行うためには、教育、福祉、医療、労働等が一体となった乳幼児期から学校卒業後までの支援体制の整備が必要である。

こうした取組やそのための研修体制を充実したものにするためにも、「個別の教育支援計画」作成への取組をさらに充実させることが求められる。

また、個人情報の取扱いについての具体的な検討が必要である。

9. おわりに

広島市においては、長年の積み重ねにより、学校、広島市小学校教育研究会、広島市小学校長会、広島市教育委員会、県・全国組織、親の会との連携が図られ研修が行われている。この研修体制こそが、広島市の特別支援教育を支え、担当教員の専門性向上に大きく貢献している。

国の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議による「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の特別支援教育の研修に関連する部分から見ても、その内容に込められるものとなっている。

この広島市の組織的な研修体制を支えている時間確保、予算化、行政による支援に加え、挙げられるものが人材である。すなわちこうした広島市における特別支援教育の研修体制を支えている各研究会組織の役員・会員であ

る。

特別支援教育を推進している教職員、特別支援教育を専門とする校長・教頭等管理職、指導・助言者としての広島市教育委員会指導主事により、綿密な研修計画が立案され、研修が行われているのである。

予算、行政による支援、人材、どれが欠けても、組織的な研修を行うことができない。

その上で、特別支援教育の専門性向上が図られるのである。

以上、研究組織等との連携による専門性向上について、広島市立小学校における特別支援教育研修体制について整理し、教員の専門性向上の在り方を考察した。

今後も、特別支援教育の専門性向上を図るための研修の在り方について、さらに研究を進めていきたい。

要 約

本稿は、特別支援教育研修体制について整理し、教員の専門性向上の在り方について考察した。

広島市においては、長年の積み重ねにより、学校、校長会、行政、県・全国組織、親の会との連携が図られ研修が行われている。この研修体制こそが、広島市の特別支援教育を支え、担当教員の専門性向上に大きく貢献している。

この組織的な研修体制を支えているのが、時間確保、予算化、行政による支援、人材である。

これらのどれが欠けても、組織的な研修を行うことができない。その上で、特別支援教育の専門性向上が図られるのである。

参 考 ・ 引 用

- 1) 文部科学省：小・中学校における LD（学習障害）ADHD（注意欠陥／多動性障害）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）、（2005）、東洋館出版社
- 2) 広島市小学校長会：平成27年度「きょうちくとう」、（2016）
- 3) 広島市小学校教育研究会特別支援教育（教科）部会：平成26年度 研究集録「一人一人の教育的ニーズにこたえる特別な支援について—実践的な研究を通して—」、（2015）
- 4) 広島市立五日市東小学校：平成27年度研究集録「自ら考え、思いを伝え合い、ともに高め合おうとする子どもの育成—児童が主体的に取り組む算数的活動を通して（1年次）—」、（2016）

Summary

The aim of this research is to describe how the expertise in special needs education can be developed through the analysis of the training system. In Hiroshima city, the system of cooperation among the teachers, administrations and parents association has been constructed, aiming to develop the teachers' expertise. This training system is considered to be the main cause to develop the specialties of the teachers. To construct this system, time, budget, support from the administration and human resources are essential. All of them must be taken into consideration to construct the effective training system.